

2022（令和 4）年度

長崎純心大学

自己点検・評価報告書

——内部質保証体制を支える規程類の妥当性——

2023（令和 5）年 9 月

目 次

I	はじめに ―2022 年度自己点検・評価の方針―	2
II	「内部質保証に関する規程」の現状と課題	3
III	本学における全学内部質保証推進組織（教育研究運営委員会）ならびに その下部組織に関する規程類の現状と課題	4
IV	「長崎純心大学 運営の組織規程」の現状と課題	9
V	研究科の内部質保証推進に関連する規程類の現状と課題	11
VI	まとめ ―改善実行へ向けた提言―	14

I はじめに —2022 年度自己点検・評価の方針—

学校教育法第 109 条第 1 項に基づき、ここに、2022 年度における長崎純心大学の状況について自ら点検及び評価を行った結果を報告する。

同法施行規則の第 166 条は、大学が自己点検・評価を行うにあたっては「同項の趣旨に即し適切な項目を設定する」ことを求めている。これについて本学においては、7 年に一度のサイクルで行われる認証評価（第三者評価）と異なり、自己点検・評価は恒常的に、理想的には毎年実施されることが望ましく、それを無理なく実行しうするためには評価項目は網羅的であるよりも、今年はかくかくの点、次年度はしかじかの点をとるように、焦点化された仕方で“その年度の”点検・評価項目を設定することが良策であろうと判断している。

この方針の下、2022 年度の自己点検・評価は本学の現状のどの部分に焦点を合わせて行うべきかを検討した結果、このたびは、論点を「**内部質保証体制を支える規程類の妥当性**」という一点のみに絞って点検・評価し、報告書を作成する運びとなった（2023 年 4 月 19 日 点検評価運営委員会決定／5 月 24 日教授会承認）。その理由は、ひとつには本学が 2024 年度に認証評価の受審を予定していることが関わっているが、もうひとつ、過去 2 年間に本学が公表してきた自己点検・評価報告書の内容とのつながりもある。

〈内部質保証の構築へ向けて〉とのテーマを掲げた『2020 年度自己点検・評価報告書』では、本学が「長崎純心大学内部質保証に関する規程」を制定し、内部質保証の推進に責任をもつべき機関を明確化した経緯が述べられた一方、今後さらに、この新規規程との整合性を確保する観点から、学内の様々な機関や部署（とりわけ、「教育研究運営委員会」を筆頭に、内部質保証の推進に中心的役割を果たすことが期待される委員会等）について定める既成の規程類の見直しや改定の必要があることも「喫緊の課題」として挙げられた（2020 年度報告書 6・7 頁参照）。ただし、これらを実行に移す作業については必ずしも十分に進められているとは言えないため、本報告書の取りまとめをきっかけに作業を加速化させることを期したい。

Ⅱ 「内部質保証に関する規程」の現状と課題

2021年3月に制定された「長崎純心大学内部質保証に関する規程」（以下「内部質保証規程」）は、本学における内部質保証の「最高責任者」が「学長」であることを明記し、その「推進の責任を負う組織」を「教育研究運営委員会」と定めている（同規程 第3条1項）。また、教育研究運営委員会の「下部組織」と位置づけられ、「内部質保証を適切に行うため」に機能すべき機関として、「IR 委員会」「中期目標・中期計画策定検討委員会」「点検評価運営委員会」「FD 運営委員会」「SD 委員会」の5つの委員会を挙げ、各委員会の任務について簡潔に言及している（同規程 第3条2項）。なお、自己点検・評価やFD等の営みは学部（学士課程）と大学院（博士前期及び後期課程）の双方で恒常的に行われなければならない。そのため特に、第3条2項(3)においては「点検評価運営委員会」が点検評価の実施に関し「自己点検評価委員会並びに研究科委員会内点検評価委員会に対して必要な指示を行う」ことを定め、同(4)においては「FD 運営委員会」がFD活動の実施に関し「教育開発・FD 委員会並びに研究科委員会内FD委員会に対して必要な指示を行う」ことを定めている。

また、「PDCA サイクル」と題した第4条において、「全学レベル」「学部・研究科、事務職員部等レベル」「各学科・委員会、事務職員課等レベル」と呼ぶ3つの水準において、年度ごとの点検・評価とそれに基づく改善の実施を周期的に行うと定め、その仕組みを視覚的イメージとして表現した「長崎純心大学内部質保証 PDCA 体制」と題する図を同条の別添として示していることも、本学「内部質保証規程」の特徴的な点である（同規程 第4条1項および2項参照）。

なお、本規程が制定されてから後、規程の見直しや、規程の各条で定めたことが確実に実施されているかどうかの組織的な点検が必ずしも十分に行えていないことから、2023年度内には必ず、教育研究運営委員会において、現行の内部質保証規程の内容とその履行状況の点検を実施することを期したい。

特に、2023年3月末の教授会の席上配布された新(2023)年度用の校務分掌において、2023年度から「教学企画室」を新規に開設し、大学改革を促す役割を託した関係上、現行の規程に定める本学の内部質保証体制の枠組みとの関連性を明らかにする意味でも、この新規部署の発足に合わせて内部質保証規程の一部改正（「教学企画室」に関する条項の追加）を行いたい所存である。

Ⅲ 本学における全学内部質保証推進組織（教育研究運営委員会） ならびにその下部組織に関する規程類の現状と課題

『2020 年度自己点検・評価報告書』にも明記されたように（同報告書 6・7 頁参照）、内部質保証規程で言及された「教育研究運営委員会」はじめ数々の委員会は、それぞれ個別の規程や規則に基づき旧来より設置されていた機関であるが、どの委員会も発足した当初は、本学における「内部質保証」の推進に中心的な責任を負う機関という位置づけは与えられていなかった。それを今後、その観点から各委員会の組織や任務について再定義する必要がある。

以下、2023 年 3 月末の時点で本学スタッフサイトから確認できる各規程・規則の現状を記述し、改定が必要な点があれば実行に移したい。

①長崎純心大学 教育研究運営委員会規程（令和 3 年 6 月 23 日施行）

前章でも触れたとおり、教育研究運営委員会は最高責任者である学長と共に本学における内部質保証の「推進の責任を負う組織」と位置づけられている。その観点から現行の「教育研究運営委員会規程」を点検・評価した場合に言えることとして、次の 2 点があると思われる。

- i) 現行規程の「第 2 条」には、本委員会において審議されるのが妥当と考えられる重要な事項が網羅的に明記されており、これらの条項を読むだけで、本委員会が本学全体の教学マネジメントの要となる最重要の審議機関であることが伝わるように書かれている（下記参照）。

（審議事項）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 長崎純心大学人文学部及び人間文化研究科（以下「本学」という。）の実現すべき理念・目的並びに各種方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針、教員人事の方針、教員組織の編制方針、学生支援に関する方針、教育研究等環境の整備に関する方針、社会連携・社会貢献に関する方針その他の方針をいう。）に関する事項
- (2) 本学の内部質保証に関する事項
- (3) 本学の中期目標・中期計画並びに年度計画に関する事項（経営委員会及び中期目標・中期計画策定検討委員会の審議事項を除く。）
- (4) 本学の教育研究組織及び教育研究等環境の整備と充実にに関する事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な条件整備に関する事項
- (6) その他 本学の教育研究に関する重要事項

- ii) 問題となりうるのは、現行規程は本委員会の有する「権限」について何も語っていないことである。本委員会が内部質保証の推進組織として実質的に機能するためには、第 2 条に定める事項を単に委員会の会議で「審議」するだけで終わってはならず、むしろ、審議した後のプロセスが大切になってくる。審議の結果「決定」

されたことが効力をもち、実際の問題解決や事態の改善に向けて動き出すのでなければ、本委員会は名ばかりの「内部質保証推進組織」にすぎなくなるであろう。

それゆえ、内部質保証体制の実質化という観点から考え、以下の2つの作業に着手する必要があると認識している。

(ア) 本委員会の「権限」を定める条文を、本規程の中に新設する。この条文においては、本委員会の決定が大学（学部及び研究科）の組織的改善を果たしていく上で実効性をもつものであることが、特に明記されなければならない。

(イ) 「教育研究運営委員会」と、学内組織のうちのその他の機関（内部質保証規程において本委員会の「下部組織」と位置づけられている5つの委員会／教務委員会等の常任委員会／教授会、学科会、研究科委員会）との関係性が明らかでないため、本委員会の規程中にか、またはそれぞれの委員会等の規程の中、あるいはその両方において、この点に関する何らかの言及がなされるよう、条項の整備や文言の見直しを図っていく。その際、「教育研究運営委員会」から柔軟性を欠くかたちで一方的にその他の委員会・学科会等に対して指示・命令がなされるような硬直的な関係になってしまうことは避けなければならないが、教学マネジメントの観点からは、学長・学部長・研究科長・事務局長はじめ役職者の構成する「教育研究運営委員会」が健全なかたちでリーダーシップを発揮し、諸方面の協力を得ながら事を進めていくのが、組織として当然のあり方であることに留意する。

②長崎純心大学 IR 委員会規程（平成30年4月1日施行）

現行（2023年3月末現在）の規程は「内部質保証規程」を制定する以前のものである。内部質保証規程（第3条第2項）はIR委員会を、内部質保証を適切に行うために設置される、教育研究運営委員会の「下部組織」の一つと位置づけたのであるから、この趣旨に適うように「IR委員会規程」を全面改正し、この委員会の目的、任務、委員の構成等について規定し直すことを課題としたい。

例えば、現行の第2条は「審議事項」として4点の記載があるが、内部質保証を実質化するには、本委員会を単に「審議」のために存在する機関ではなく、実際にIR（Institutional Research）といわれる調査活動の実施を担う機関と位置づけることが適当と思われる。それゆえ、改正後の規程第2条は（「審議事項」でなく）「任務」という見出しの下、内部質保証との関連を明示しながら、例えば次のような条文に差し替える方向で検討したい。

*** 改正後「IR委員会規程」第2条の案**（本学の内部質保証体制におけるIR委員会の役割を明示。）

（任務）

第2条 本委員会は、本学の全学レベルの内部質保証に対し責任を負う組織もしくはその下部組織（内部質保証規程第3条第1項及び第2項に定める諸機関をいう。）からの調査依頼、又は、学長、学部長、研究科長もしくは事務局長からの調査依頼を受け、学修時間や教育の成果その他の教育研究に関する客観的データの収集及び分析を実施し、必要な情報提供を行うこと（IR（Institutional Research））を任務とする。

2 第1項の依頼に基づく調査とは別に、本委員会は、委員会独自の判断において、本学の教育

研究の基盤整備・質の向上等を図るうえで重要と思われる諸種の調査、データの収集・分析等を、学長の許可を得た上で行うことができる。

- 3 本条第1項又は第2項の調査を実施した場合、本委員会は、その結果を書面をもって学長に報告する義務を負う。学長はその内容に応じて、調査結果の学内への周知、教授会・研究科委員会・FD研修等の場における報告・発表、対外的公表等に関する指示を本委員会に伝え、本委員会がこれを実施する。

③長崎純心大学 中期目標・中期計画策定検討委員会規程（平成29年12月1日施行）

中期目標・中期計画策定検討委員会（以下「中期目標・計画策定委員会」と呼ぶ）も、先のIR委員会などと同じく、「内部質保証を適切に行う」ことを目的として本学に設置されるべき委員会（教育研究運営委員会の下部組織）の一つである。

実際、中期目標・中期計画と呼ばれるものを策定する行為と、本学の教育研究等の現状を点検・評価し、質の保証と改善の努力を絶え間なく行っていく行為（＝内部質保証）とは、決して別のことではないはずである。にもかかわらず、現行の中期目標・計画策定委員会規程中には、「内部質保証」の語は一度も登場しない。全体として現行の規程は、制定から年月が経ち、状況が変わっても必要な修正を施されずそのままになっているという印象を受ける。

以上の現状に鑑み、本規程の早急な改正を2023年度中に行いたい。

④長崎純心大学 点検評価運営委員会規程（令和3年6月23日施行）

2021（令和3）年6月23日から施行され、同年4月1日より適用されている同規程は、点検評価運営委員会に関し「内部質保証規程」で定めている内容を踏まえ、後者の規程とおおむね整合的に作られているといえる。すなわち、まず、本委員会の「趣旨」を定める現行規程第1条において、内部質保証と本委員会の関係が示唆されている。また、本学の自己点検・評価に係る基本的な方針を本委員会が定め（現行規程第2条）、その具体的な実施に関する指示を、学部については常任委員会の一としての「自己点検評価委員会」、大学院に関しては研究科委員会内小委員会の一としての「点検評価委員会」に対して行う（第5条）という、関連部署相互の役割分担についても明確に述べられている。

このように、本規程に関しては、現行規程の内容そのものに目立った問題はないが、第6条に定める「点検評価結果の公表並びに改善の取組み」と、第7条に定める「外部評価」に関しては、そこに述べられたことを本学が不断に実行していることを証明していく必要があり、その実施状況を定期的に点検していきたい。

⑤長崎純心大学 FD 運営委員会規程（令和3年6月23日施行）

先の「長崎純心大学 点検評価運営委員会規程」と同様、本規程は、FD 運営委員会に関して「内部質保証規程」に定める内容を踏まえ、後者と整合的に作られていることが確認できた。

ただ、規程とは問題の次元が多少異なるかもしれないが、現在、本学が公式 Web サイトで公開している「各種方針」*のうちに FD 活動に関する方針は含まれていない。本来であれば FD 運営委員会において方針を策定し公表することが望ましいため、2023 年度内に実現を図りたい。

※ <https://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/principle/policy/>

⑥長崎純心大学 SD 委員会規程（令和 3 年 6 月 23 日施行）

先の「点検評価運営委員会規程」及び「FD 運営委員会規程」と同様、本規程は、SD 委員会に関して「内部質保証規程」に定める内容を踏まえ、後者と整合的に作られていることが確認できた。現行規程第 2 条第 2 項で「SD」と「FD」の違いに触れていることも、本規程の長所と評価できる。

⑦長崎純心大学 自己点検・評価委員会規則（令和 3 年 6 月 23 日施行）

常任委員会の一である「自己点検・評価委員会」は、点検評価運営委員会が審議決定した方針に基づいて学部における教育研究等の点検・評価を具体的に実施し、各年の「自己点検・評価報告書」の案を作成して運営委員会に上申することを任務としている機関である（cf. 現行「点検評価運営委員会規程」第 5 条；現行「自己点検・評価委員会規則」第 2 条第 1 項・第 2 項）。現行規則は、同委員会の趣旨、任務、組織等に関し各々の条文で明快に記述しており、所管は学部に係る事項に限られるとはいえ、本学の内部質保証体制の一翼を担う委員会にふさわしく規定が明文化されていると評価できる。

ただし、現行規程の第 2 条で、「本委員会は（…中略…）以下の各号のうちから一以上のものについて年度ごとに点検・評価を遂行する」として、(1)から(10)までの各号に、公益財団法人大学基準協会が定める 10 の「大学基準」中の見出し語を掲げているが、同協会は定期的に（これまでの経緯を見るかぎり 7 年に一度の周期で）「大学基準」の見直しを行っており、現在の「大学基準」も 2024 年に第 3 期大学評価期間の最終年を迎えた後、新しくなる可能性がある。その時点で、本規則の第 2 条は文言を見直す必要が出てくるものと考えている。

⑧長崎純心大学 教育開発・FD 委員会規則（令和 3 年 6 月 23 日施行）

学部における授業改善・教育の質向上のための取り組み（FD 活動）を具体的に実施

するための機関として、2023 年度までは、常任委員会の一である「教育開発・FD 委員会」が位置づけられてきた。現行の委員会規則は、この委員会のこれまでの活動実績を踏まえつつ、委員会の趣旨、任務、組織等を明快に定めており、所管は学部に係る事項に限られるとはいえ、本学の内部質保証の一翼を担う委員会にふさわしく規定が明文化されていると評価することができる。

現行規則の第 2 条第 2 項（「本委員会は、前項に定める FD 活動の実施に関して責を負うほか、運営委員会より学部の教育プログラムを全体として改善し向上させるための方策について意見を求められた場合は、審議の結果を文書に取りまとめ、本委員会からの提案として運営委員会に提出する」）は、まさに“教育開発”の役割を本委員会がもつことを定めたもので、現実にも本条に基づき、2021 年 10 月には「初年次教育」の改革についての提言、2022 年 7 月には「入学前教育・支援プログラム」についての提言が同委員会でもとめられ、FD 運営委員会に上申された経緯がある。しかし 2023 年度以降は、こうした教育プログラム改革の唱道者的役割は新設の機関である「教学企画室」が担うことになるため、本規則の現行第 2 条第 2 項は削除する方向で検討したい。

Ⅳ 「長崎純心大学 運営の組織規程」の現状と課題

「運営の組織規程」は、1 学部 3 学科 1 研究科から成る長崎純心大学を全体としてどのように組織し運営するかについて定める重要な規程である。

しかしながら、2023 年 3 月末現在において大学 HP 内スタッフサイトに掲載されている本規程（令和 4 年 4 月 1 日施行）の現状を点検したところ、現行の本規程には、全体的に“体系性の希薄さ”が問題となり得ることが判明した。

現行（令和 4 年 4 月 1 日施行）の規程第 1 条では、この規程の目的について「（前略）大学の教職員の職務及び管理運営等の組織につき定める」としているが（下線筆者）、厳密には「職務」を定めるのがここでの問題ではないはずである。「運営の組織規程」と称するからには、あくまで大学という「組織」をどう編成した上で運営するかを明示することが本規程に期待される役割であることに注意したい。この場合の「組織」には、少なくとも次の 4 つが含まれることになる。

- ① **教育研究上の組織**（換言すれば、本学にどのような学部・学科・研究科を設けるかということ）
- ② **教職員組織**（教員・事務職員等をどのように配置するか、また、教員間及び事務職員間にもどのような職分、職掌、役職等を設けるかということ）
- ③ **大学附置機関**（＝各種センター・研究所・図書館・博物館等、大学に附属する学部・学科・研究科以外の諸機関）**の組織**
- ④ 大学運営上または教育研究上の諸問題に係る審議（会議）、あるいは、審議の結果決定されたことの責任ある実行を目的として学内に特設される、様々な**合議機関**（＝委員会、教授会・研究科委員会、学科会等）**の組織**

このように、「組織」の意味は多様であるため、本来、同規程には書き方として、「第一章 総則」「第二章 教育研究上の組織とその運営」「第三章 教職員の組織とその運営」「第四章 大学附置機関（センター・研究所・図書館・博物館等）の組織とその運営」「第五章 合議機関（教授会、委員会等）の組織とその運営」のような章立てがなされ、その上で各章に必要な条項が配されるのが、体系的な記述という点からは望ましいといえる。しかし、実際にはそのような書き方はなされておらず、第 1 条から第 8 条までの規程各条がどのような論理に基づいているのかわかりにくい（すなわち体系性を欠いた）状態で配列※されている現状がある。

（※）現行規程の各条（第 1 条 - 第 8 条）の見出しを順に並べると次のようになる。

- 第 1 条（目的）
- 第 1 条の 2（教職員の連携及び協働）
- 第 2 条（学長、副学長、教授、その他の職員）
- 第 3 条（組織）
- 第 4 条（教授会）
- 第 5 条（学部・学科その他の役職）
- 第 6 条（大学院研究科長）
- 第 7 条（事務組織）
- 第 8 条（委員会）

大学附置機関については現行第 5 条の第 5 項から第 8 項にかけて種々のセンターや研究所の名称が列挙されているものの、これらの規定はそれぞれの附置機関にどういう「役職（所長、館長、主事）」を置くかを定めたものであって、そもそも長崎純心大学が組織としていかなる附置機関を設置し運営するかを定めたものではない。「長崎純心大学 運営の組織規程」の名に値する規程であるためには、役職を定める条項に先立ち、まず、本学に附置する機関の種類や名称を定めた条項が存在しなければならない。

また、合議機関の組織に関する条文として現行第 4 条「教授会」と同 8 条「委員会」が存在するが、「学科会」「研究科委員会」について定めた条項が欠けていたり、校務分掌（2022 年度版 3 頁参照）で採用されている常置委員会／独立委員会／特別委員会／常任委員会／各種委員会という区分に関して「運営の組織規程」では何も語られていないことにも検討の余地がある。

大学の組織的運営の観点から、いまいちど、教育研究上の組織、教職員組織、大学附置機関の組織、合議機関の組織という、4 つの「組織」の各々について、条文の体系的な整理を試み、不整合を生じさせないように規程を整えていく所存である。

V 研究科の内部質保証推進に関連する

規程類の現状と課題

本学の大学院に関しては、かつて 2017（平成 29）年に大学基準協会による大学評価を受審した際、3 ポリシー（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）の未整備をはじめとする多くの指摘を受け、その後改善を図った経緯がある（2021 年 7 月大学基準協会提出「改善報告書」参照）。

本来、大学院を運営するうえでの各種の〈方針〉に関する議論と併行して、研究科に係る規程類の見直しも行われるべきであったが、実態としては手つかずのままである。そこで、このたびは、大学院関係の規程類が果たして、自己点検・評価とその結果を受けた改善への努力を絶え間なく生じさせるものとして整備されているかという観点から、スタッフサイト掲載の規程類を点検し、問題となりうる点を列挙したい。

①長崎純心大学大学院学則（令和 4 年 4 月 1 日施行）

現行の大学院学則は、第 3 条で「本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況」について自ら点検・評価を実施し、その結果を公表することを明示的に定めている。また、第 4 条の 2 は「ファカルティ・ディベロップメント」の見出しの下、「大学院の理念・目的に照らし、授業及び研究指導の内容・方法について組織的な研修及び研究に努め、教育・研究指導能力の向上を図る」としている。

ところで、大学組織全体としての責任ある決定が行われる場としての「教育研究運営委員会」や、学部に係る事項を審議する「教授会」とは別に、専ら本学大学院における教育研究等の重要事項を審議する機関として、本学には従来より「研究科委員会」が設けられ、定期的にその会議が開催されている。この「研究科委員会」について、現行の大学院学則は次のように定めている。

（研究科委員会）

第 11 条 本学大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、本学大学院の専任教員によって構成する。

3 研究科委員会の委員長は、研究科長がこれに当たる。

4 研究科委員会は、本学大学院に関する重要事項を審議する。

5 研究科委員会に関し、必要な事項は別に定める。

しかし、この第 11 条の中の第 2 項には、実質的に「研究科委員会」の会議に毎回出席している教員の大多数は学部の授業を担当しながら大学院の授業を兼任していることから、事実との“ずれ”があると言わざるを得ない。

次節に見るように、そもそも規程類のうちに「大学院 研究科委員会規程」が存在しているのであるから、研究科委員会の構成員についてはそちらの規程で定めればよ

く、大学院学則本条の第2項と第3項はここに書かれる意味自体が薄いとも言える。それゆえ、本条は以下のように改正する方向で検討したい。

*** 改正後「大学院学則」第11条の案**

(研究科委員会)

第11条 本学大学院の教育研究等に係る重要事項を審議する機関として、研究科委員会を置く。
研究科委員会の組織・運営等、必要な事項については別に定める。

(※第2項以下はすべて削除。)

②長崎純心大学大学院 研究科委員会規程 (平成29年4月1日施行)

結論から言えば、現行の「研究科委員会規程」には不可解な点や、内部質保証体制の構築という観点から問題となる点が多いため、全面的な改正を2023年度内に行う。特に大きな問題点として指摘したいのは、次の二点である。

● 現行規程の第2条は

(組織)

第2条 本委員会の委員は、学長、研究科長及び研究科の授業科目を担当する専任教員のうち、学長が任命する教員をもって組織する。

2 研究科長は、専任教授のうちから学長の推薦に基づき、理事長が任命する。

となっている(下線筆者)が、「研究科委員会」という機関の組織について定めた条項である以上、第2項は「研究科長は」でなく、「(研究科委員会の)委員長は」と書かれるのが正しい。本規程のうちに、研究科委員会の長でなく、研究科それ自体の長を意味する「研究科長」を誰がどう任命するかを述べた条文が混入しているのは明らかに場違いである※ので、本条第2項は

2 本委員会の委員長は、研究科長をもってあてる。

と改めたい。

(※) 研究科長を「専任教授のうちから学長の推薦に基づき、理事長が任命する」ということは、本来、「大学院学則」や「運営の組織規程」で規定すべき事柄である。事実、現行の「大学院学則」第10条、および現行の「運営の組織規程」第6条に同様の定めが既になされており、なぜ、本規程でも同じことが繰り返されているのか、なおさら不可解である。

● 「長崎純心大学 運営の組織規程」(現行第8条第12号)や「内部質保証に関する規程」(現行第3条第2項第3号・第4号)等で「研究科委員会内小委員会」の存在に言及されているにもかかわらず、現行の研究科委員会規程には、委員会内に小委員会(点検評価やFDの任を担う委員会を含む)を設けることに言及した条文がどこにもない。内部質保証の観点からすれば、この点が一番の問題である。速やかに、「研究科委員会内小委員会」の種類と各小委員会の業務を明示的に定める条項を新設する方向で改善を図りたい。

③長崎純心大学大学院 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 (平成19年5月16日施行)
／長崎純心大学大学院研究科に係わるFD活動の運用内規 (平成24年4月1日施行)

大学院研究科におけるFD(ファカルティ・ディベロップメント)について特に定めた規

程類として、2023(令和 5)年 3 月現在、スタッフサイトには標記の 2 つが掲載されている。これらはそれぞれ 2007(平成 19)年・2012(平成 24)年を施行年としているが、2 つの規程類の間には、いくつかの矛盾がみられる。

まず、委員会の組織として、前者(「大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」)では「委員会は、学長が委嘱する委員若干名をもって構成する」・「委員長は、研究科長をもって充てる」(同規程第 2 条 1 項・2 項)と述べているが、後者(「研究科に係わる FD 活動の運用内規」)のほうでは、「研究科委員会の委員より(…前略…)選出された 3 名の委員から構成される「FD 委員会」を本研究科委員会に設ける」「「FD 委員会」は、研究科長の諮問を受けて、(…前略…)必要な改善(授業改善、研究指導改善等)事項を取りまとめて研究科委員会に付議するものとする」(同内規 2(1)(2))と述べられている(下線は筆者)。このように異なることを述べた 2 つの規程類が併存していることから、両者の関係をどのように考えればよいのか、前者の言う「ファカルティ・ディベロップメント委員会」と後者の言う「FD 委員会」は同じものなのか違うものを指すのか、同じものだとすればそもそもどうして「規程」のほかに「内規」を設ける必要があったのか、改めての説明は困難である。

「長崎純心大学 運営の組織規程」(現行第 8 条第 12 号)や「長崎純心大学 FD 運営委員会規程」(第 5 条)によれば、そもそも、大学院の FD 委員会は、研究科委員会の内部に設けられる様々な小委員会(部会のようなものと考えられる)のうちの一つにすぎないのであるが、それにもかかわらず独立した「規程」を備える必要があるのかということも問題となろう(実際、FD 以外の研究科委員会内小委員会については、「規程」は存在していない)。前節で指摘したように、現在の「研究科委員会規程」は小委員会について定めた条項を欠くゆえに不十分なものと言えるが、その「研究科委員会規程」が適切に改正されて、同規程のうちに FD を含む小委員会の組織とそれぞれの業務がきちんと明示された暁には、本節でとりあげた 2 つの規程類には存在意味がなくなるゆえ、両者ともに廃止の方向で検討したい。

④長崎純心大学大学院研究科に係わる自己点検・評価の運用内規(平成 24 年 4 月 1 日施行)

本学スタッフサイトには、現在(2023 年 3 月末)、標記のような題を持つ「内規」も存在しているが、この内容を点検・評価した結果として言えることは、前節の結論で述べたことと同じである。すなわち、こちらの「内規」も、今後「研究科委員会規程」を改正し、「研究科委員会規程」中に研究科における自己点検・評価の実施を任とする小委員会について述べた条項が追加されるのを俟って、廃止することを検討したい。

まずは大学院研究科を含む大学全体としての自己点検・評価の方針を確立し、次いで、それを受けた「研究科委員会」が研究科長のリーダーシップの下、本学大学院の質保証につながる取り組みを各部会(=小委員会)の力を借りて展開していくという組織としての流れを実現できるよう努める所存である。

Ⅵ まとめ ー改善実行に向けてー

以上、本学 HP のスタッフサイトに掲載され、教職員が閲覧できるようになっている膨大な数の学内規程類（総数 190 件にのぼる）のうち、このたびは、本学の内部質保証体制を有効に機能させていく上でとりわけ重要と考えられる 15 件ほどの規程類のみに点検の対象を絞り、それらの条文を読む中で、整合的でないと思われた点、とりわけ、内部質保証体制の構築及び実質化という点からみて不十分と判断された点があればその問題を明らかにして、極力、改善（規程等の改正もしくは改廃）の具体的な改善策を検討した。

本報告書を閉じるにあたって、第Ⅰ章から第Ⅴ章までの総括を行うとともに、検討・記述しきれなかった点に関しても今後の自己点検・評価のために記しておくこととしたい。

(1) まず、これまで述べてきたことの総括として言えることは、学内に数多く存在する規程類を、個々バラバラな規約や規則の寄せ集めではなく、相互に関連し連動しつつ大学という組織全体を動かしているひとつの「(法)体系」と考え、その内部に矛盾や不整合が生じていないかを、見直しの優先順位を過つことなく点検し改善していくことが重要だということである。

いま、優先順位という言葉を使ったが、大学を動かす規程類の中でも“規程中の規程”、ひとつの体系の中の“大動脈”に相当するものが「学則」であることは、確かに言うまでもない。だが、内部質保証の観点から考えた場合には、最も重要と言える（それゆえ、見直しの優先度も最も高いと考えられる）規程は、第一に「内部質保証に関する規程」であり、次いで、大学の運営と組織の構造を規定した「運営の組織規程」である。同時に、運営の組織の中でも、全学的内部質保証推進の中核的機関に位置づけられた「教育研究運営委員会」の規程が、この重要な責任を果たすうえで遺漏のないものとなっているかも重要である。その次には、「IR 委員会」「点検評価運営委員会」「FD 運営委員会」のように、「教育研究運営委員会」の下部組織として内部質保証体制を共に支える諸機関についての規程類、さらには、前回（2017 年）認証評価の際に、組織運営上の問題を数多く指摘される結果となった本学大学院（研究科）関係の規程類（「大学院学則」「研究科委員会規程」ほか）も、見直しの優先順位としてはかなり高いものがあると思われる。

(2) 加えて、本報告書に現状を記述しなかった規程類は見直しや改善の必要はないのかということ、決してそうではないということである。

ここであらためて、現行「内部質保証に関する規程」の第 4 条に何が書かれているかを想起したい（下線は筆者）。

第4条 内部質保証の実施においては、次に掲げる事項の順次的・周期的な実行(以下「PDCA サイクル」という。)により、本学の絶え間ない業務改善及び向上を図るものとする。なお本学のPDCA サイクルは年度において実施する。

- (1)P 計画 目標及び計画の策定及び改定
- (2)D 実施 計画の実施及びその成果の測定
- (3)C 点検 実施した計画の点検及び改善措置の策定
- (4)A 行為 改善措置による計画の実施及びその成果の測定

- 2 本学の内部質保証のPDCA サイクルは、別添の「長崎純心大学内部質保証 PDCA 体制」のとおりに「全学レベル」、「学部・研究科、事務職員部等レベル」、「各学科・委員会、事務職員課等レベル」の3つのレベル(水準)において機能させることを旨とし、各レベル間にあっては指示の明確化、報告の徹底等により継続的な連携協力を努めるものとする。

ここで強調されているのは、計画的に実施した結果を点検・評価して翌年度の改善につなげるという「PDCA」の絶え間ない営みは、単に、大学の経営陣や組織の上層部（本学で言えば学長・学部長・研究科長・事務局長等の要職者から成る「教育研究運営委員会」）のみが意識しさえすればよいということではなく、それぞれの学科ごと・委員会ごと・事務の各課ごと・各センターや研究所ごとなど、大学の構成要素である全ての機関において「周期的に」「年度において」行われねばならないという考え方である。

このように、上記引用中に「内部質保証のPDCA サイクル」という言葉で言われているものを、本学を構成するどの組織や機関にも浸透させ、それぞれに係る規程の一部として明示し、確実に実施することこそ、本学において真に「内部質保証体制が機能している」と対外的に主張しうるための条件となろう。